

香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第45号

香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則を廃止する規則

香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則（平成11年香川県規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。